

(設置及び目的)

第1条 下北管内の小・中学校の教頭の業務について意見交換・協議を行い、もって、教頭の働き方改革を推進するとともに、学校全体の働き方改革の推進に資することを目的として、下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会（以下「推進協議会」という）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 教頭の業務の効率化に関すること。
- (2) 教頭の業務の縮減に関すること。
- (3) 各校の教育課程編成における効率化の視点に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の働き方改革の推進に対し必要があると認める事項。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員18人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 下北管内市町村教育委員会担当者各1名
- (2) 下北小学校長会から1名
- (3) 下北地方中学校長会から1名
- (4) 下北小中学校教頭会の小学校所属会員と中学校所属会員から各2名
- (5) 下北学校事務研究会から1名
- (6) 下北教育事務所から、所長、次長、総務課長、教育課長、及び主任指導主事
- (7) その他下北教育事務所長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 下北教育事務所は、特別の事由があるときは、任期満了前に委員の委嘱を解くことができる。

(役員)

第6条 推進協議会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 推進協議会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は下北教育事務所次長が務める。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、下北教育事務所長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、又は委員以外の者に意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、下北教育事務所総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は、下北教育事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月31日から施行する。

## 協議の概要

### 1 はじめに

下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会では、教頭の働き方改革の推進に資する取組を検討するため、令和7年9月1日（月）に会議を開催しました。その議事録を送付しますので、各市町村教育委員会・各校におかれましては、学校における働き方改革を進めるための手がかりとして御活用いただきますようお願いいたします。

また、会議では、教頭の働き方改革に向けて管内の各市町村教育委員会・各校が共通して実践する事項（以下「共通実践事項」という。）を定めましたので、その実現に向けて取組を進めるようお願いいたします。

なお、共通実践事項につきましては、今後、取組状況等を確認するためのアンケートを予定しており、令和8年2月に開催予定の第2回協議会において内容を確認し、次年度の取組等を検討して参ります。

### 2 送付資料

- (1) 令和7年度第1回下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会 議事録（概要版）
- (2) 令和7年度第1回下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会 議事録（全文）

### 3 共通実践事項

#### (1) 校内巡回の見直し

児童生徒の安全管理を目的とした校内巡回や、児童生徒の登校を見守るため、多くの教頭が勤務時間よりも早く出勤しています。また、施錠を含めた退勤前の校内巡回についても、多くの教頭が実施しています。

しかし、校内巡回は必ずしも教頭だけが担う必要はない業務であると考えます。例えば、朝の校内巡回は、勤務時間の開始時刻が早く設定されている用務員等が実施したり、退勤前の巡回は、他の教職員と分担したりすることができると考えられます。各校においては、教頭の負担を分散し、平準化するため、校内巡回の見直しをお願いします。

#### (2) 教頭と他の職員との業務分担の見直し

文部科学省が公表している「令和6年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果（全国の状況）」では、時間外在校等時間が45時間を超える人の割合は、校長や教諭は約20～30%ですが、教頭は約65%と高い状態です。このため、各校においては、校長と教頭、教頭と各分掌主任、教頭と事務職員の間で業務分担を見直し、必ずしも教頭が行わなくてもよいものの分担について検討をお願いします。なお、年度途中から分担の見直しが困難な業務については、来年度からの実施に向けて必要な準備を進めるようお願いいたします。

#### 4 共通実践に向けて努力する事項（生成A I の活用）

協議会においては、特に新規の文書を作成する場合などに、生成A I を活用することで作成する時間を削減できるのではないかという意見がありました。しかし、生成A I については、各市町村教育委員会においてガイドライン等の規定の整備が必要となるため、今年度の共通実践事項ではなく、来年度以降の実施に向けて努力する事項とします。

各市町村教育委員会においては、令和8年度以降の学校における生成A I の活用に向け、ガイドラインの整備等を進めていただくようお願いします。

なお、ガイドラインの整備等にあたっては、文部科学省初等中等教育局が作成した「初等中等教育段階における生成A I の利活用に関するガイドライン」を参考として活用することができます。

令和7年10月21日

下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会

委員長 大島 忍

- 1 日時 令和7年9月1日（月）13：30～15：52
- 2 場所 むつ合同庁舎新館2階中会議室
- 3 議事概要（下線部分が「共通実践事項」に係る内容）

### 現状分析

#### 時間がかかっている業務

- ・通信票、調査書、指導要録等の点検
- ・教員からの相談対応
- ・学校徴収金の整理、催促
- ・施設巡回、解錠、施錠
- ・教育研究会等の事務局に関する業務
- ・校外に発出する文書の確認
- ・児童生徒の問題行動への対応
- ・勤務時間外の保護者対応
- ・授業準備（教材研究、評価等）
- ・周年行事に関する業務
- ・人事評価の面談、報告書の作成
- ・工事への対応

#### 時間を削減できると思う業務や工夫・取組

- ・各種資料、調査への回答の簡素化、統合
- ・文書のフォーマットの共有
- ・会議資料等のデジタル化、ペーパーレス化
- ・校務支援ソフト等のICTの活用
- ・小・中学校のPTA統合（併置校）
- ・管理職のスケジュールの可視化
- ・休日に出張する場合の校長と教頭の分担
- ・出張からの直帰
- ・開校時間の周知、徹底
- ・施設巡回の分担
- ・教育活動を勤務時間内に終わらせるように計画を作成

### 取組内容と課題

#### 効果があったと思う取組

- ・校務支援ソフト等のICTの活用
- ・勤務時間外の留守番電話対応
- ・休日に出張する場合の校長と教頭の分担
- ・出張からの直帰
- ・メール、Google フォームでの欠席連絡
- ・教頭、教務主任のスクール・サポート・スタッフの活用
- ・起案による文書の確認
- ・メール配信システムによる保護者への連絡
- ・児童生徒の下校時刻の繰り上げ
- ・学校行事日程の見直し（例：体育祭を1日→午前のみに変更）
- ・定期テストを5教科のみとし、技能教科は単元テストで対応
- ・小・中学校のPTA統合（併置校）
- ・生成AIの活用

#### 実現に期待する取組

- ・1学級当たりの児童生徒数、教職員配置基準の見直し
- ・学習指導要領、標準時数の見直し
- ・教頭、教務主任の複数配置
- ・勤務時間外の留守番電話対応
- ・始業時間前に登校する児童生徒対応の外注
- ・校長、教務主任、事務職員等との分担
- ・児童生徒の下校時刻の繰り上げ
- ・若手教員の意識改革（学校運営の一員という意識の醸成）
- ・生成AIの活用（メール、学校行事の案内、学級通信の作成、記述式アンケートの集計）
- ・機器やシステムの年度更新の簡略化、外注

#### 課題

- ・勤怠管理システムの導入によって、持ち帰り業務が把握できない
- ・機器やシステムの年度更新に時間がかかる
- ・教員のスクール・サポート・スタッフの活用が不十分
- ・資料のデジタル化による「資料を読まない職員」の増加
- ・Google フォームを活用する場合の児童生徒による基データの作成（特に小学校低学年）
- ・働き方改革のノウハウを共有する場の設定

#### 事務職員によるサポート

- ・出勤簿取扱者を事務職員に変更
- ・長期休暇にかかる事務処理を事務職員が担当
- ・施設設備の点検、工事への立会
- ・簡易な調査への回答

### 参考

#### 市町村教育委員会事務局の取組

- ・定時退庁日の設定、庁内放送による周知
- ・定時退庁日の時間外勤務は、申請を義務化
- ・時差出勤、テレワーク
- ・公文書の公印省略

### 共通実践事項

- 校内巡回の見直し
- 教頭と他の職員との業務分担の見直し

## 協議の概要

### 1 はじめに

下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会では、教頭の働き方改革の推進に資する取組を検討するため、令和8年2月2日（月）に会議を開催しました。

令和7年9月1日に開催した、第1回協議会で決定した共通実践事項の取組状況や課題を把握するために実施したアンケート調査結果に基づき、共通実践事項の着実な実施に向け、課題を抽出し、それらに対する効果的な対策を協議しました。

各市町村教育委員会・各校におかれましては、学校における教頭の働き方改革を進めるための手がかりとして、共通実践事項の実現に向けて取組を進めるようお願いいたします。

### 2 送付資料

- (1) 令和7年度第2回下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会 議事録（概要版）
- (2) 令和7年度第2回下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会 議事録（全文）

### 3 令和8年度の共通実践事項

令和8年度の共通実践事項については、令和7年度から取り組んできた「校内巡回における役割分担の見直し」及び「教頭と他の職員との業務分担の見直し」の2項目に継続して取り組めますが、大きなタイトルを「教頭の業務内容の明確化」とし、さらなる推進を図ります。

#### (1) 校内巡回における役割分担の見直し

児童生徒の安全管理を目的とした校内巡回や施錠業務について、学年担当の教職員や用務員と分担することで、全ての実施校において教頭の負担軽減につながっています。

しかし、教職員が確認した後の最終的な確認を教頭が行うといった、作業の二重化（重複）に加え、早朝登校への対応や保護者からの電話対応、用務員の勤務時間の制約等も課題となっています。

校内巡回は必ずしも教頭だけが担う業務ではないことから、各校においては、学年担当の教職員や日直の教職員、用務員などと役割を分担し、『学校の安全をみんなで確保する』という意識改革を促すことで、教頭の業務を分担し、平準化を図っていただくようお願いいたします。

#### (2) 教頭と他の職員との業務分担の見直し

調査回答、対外行事窓口、メール配信などの業務を分担した学校では、すべての実施校において肯定的な効果が確認されています。一方で、最終確認を教頭が担う必要がある業務や、定期人事異動に伴う新たな教務主任へのサポート、小規模校における

人員不足等が課題として挙げられています。

各校においては、校長と教頭、教頭と各分掌主任、教頭と事務職員・スクール・サポート・スタッフ（SSS）との間で業務分担をさらに進めていただくようお願いします。

また、日付や氏名、調査内容の変更点等を重点的に確認することでチェックの効率化を図るとともに、教頭でなければできない業務との切り分けや区分を精査し、必ずしも教頭が行わなくてもよい業務を分担することについて検討をお願いします。

#### 4 共通実践に向けて努力する事項

##### (1) 生成AIの活用

協議会においては、生成AIは保護者への案内文書の作成や、アンケート結果の記述式の分析に非常に有効で、数分で処理が可能であるとの意見がありました。こうしたノウハウを共有する場を設定することも働き方改革につながるものと考えられます。

各市町村教育委員会においては、個人情報を入力しない、学習させないなどのルールを周知し、来年度以降の活用に向けてガイドラインの整備等を検討していただくようお願いいたします。

##### (2) 教育課程上の工夫改善に向けた取組

令和8年度に向け、各校においては、例えば、

- ・保護者等への周知及び協力依頼を行った上で、児童生徒玄関の解錠時刻を遅くし、ゆとりある始業体制を構築する。
- ・週休日における業者等の対応を分担し、（勤務時間が半日以上に及ぶ場合は）確実に週休日の振替を取得できるよう、事前の体制を整える
- ・学校規模に応じて校内分掌を見直し、統合や効率化を図る。

など、各校の実情に応じた検討をお願いします。

令和8年3月19日

下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会

委員長 大島 忍

## 令和7年度第2回下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会（概要版）

### 1. 開催場所：むつ合同庁舎旧館2階大会議室

趣旨：第1回協議会で決定した「共通実践事項」の取組状況をアンケート結果から把握し、課題に対する効果的な対策及び次年度の方向性を協議する。

### 2. 共通実践事項の取組状況と課題・対策

#### (1) 校内巡回の見直し

状況：管内小・中学校の56.7%が実施し、取り組んだ全ての実施校において、「効果があった」と回答した。

課題：教職員が確認した後に教頭が最終確認を行うといった「作業の二重化」や、早朝登校・電話対応による教頭の「早出出勤の継続」が課題となっている。

対策：「学校の安全は全員で確保する」という教職員の意識改革を促し、役割分担を徹底することで教頭の負担軽減と業務の平準化を図る。また、玄関の解錠時刻を遅らせるなど、保護者へ登校時刻の見直し等について協力依頼も検討する。

#### (2) 教頭と他の職員との業務分担の見直し

状況：管内小・中学校の60%が実施し、全ての実施校において肯定的な効果が得られた。

課題：外部文書の最終確認（チェック機能）の効率化や、定期人事異動に伴う教務主任等へのサポートに時間がかかる点が挙げられた。

対策：校長、教頭、各分掌主任、事務職員、スクール・サポート・スタッフ（SSS）間での業務分担をさらに推進する。特に、日付・氏名・前年度からの変更点等の重点確認によるチェックの効率化や、教頭でなければできない業務の精査を行う。

### 3. 令和8年度の共通実践事項（案）

令和7年度の項目を継続しつつ、大きなタイトルを「教頭の業務内容の明確化」として、さらなる推進を図る。

教頭の業務内容の明確化：① 校内巡回における役割分担の見直し  
② 教頭と他の職員との業務分担の見直し

### 4. 共通実践に向けて努力する事項

生成AIの活用：保護者宛て案内文書の作成やアンケート分析等に有効であり、個人情報への扱いに留意したガイドラインの整備と活用を進める。

教育課程上の工夫改善：児童生徒の下校時刻の繰り上げ

市町村教育委員会による支援：学校施設の施錠管理の代行や、地域行事への教員参加の見直しなど、学校外の調整を含めた支援を継続する。

その他：週休日における業者点検対応の分担、校内分掌の統合・効率化など、各校の実情に応じた検討を行う。